

当院の診療費用につきまして（2026 年 6 月～）

1. お支払いについて

当院の診療費用（医療費（医療保険適用）＋居宅療養管理指導費（介護保険適用））の自己負担額のお支払いにつきましては、月単位でのご請求となります。

お支払い方法は、原則**口座振替（自動引き落とし）**となります。諸事情によりその他のお支払方法をご希望の方はご相談ください。

毎月 20 日頃に、前月分の請求書を郵送させていただきます。翌月 4 日（金融機関休業日は翌営業日）に自動で引き落としいたします（手続きに時間を要するため初回引き落としまで 2 か月以上かかる場合があります）。なお、長期間の滞納、およびお支払の意思がない場合を除き、訪問診療を中断するようなことは絶対にありませんのでご安心ください。

お支払い確認後に領収書を郵送させていただきます（通常、前月分の請求書と前々月分の領収書を一緒に送付いたします）。

2. 毎月の費用（医療費、居宅療養管理指導費）の自己負担額の目安

毎月の費用（医療費、居宅療養管理指導費）の自己負担額の目安は下記の通りです。医療保険、介護保険の自己負担割合が 2 割負担の方は 2 倍、3 割負担の方は 3 倍の費用がかかります。

その他に、薬剤に関する費用（薬局に支払う費用）や、検査・処置・点滴・注射などの費用、訪問看護指示書・診療情報提供書の発行費用などの医療費（医療保険適用）が発生する場合があります。

【戸建て住宅、マンション等にお住まいの方（1 割負担の場合）】

訪問診療回数 月 2 回以上	重症等患者（※1）	単一建物診療患者 1 人	約 7,550 円～
	上記以外		約 6,800 円～
訪問診療回数 月 1 回			

【有料老人ホーム、グループホーム、サービス付高齢者住宅等の施設にお住まいの方（1 割負担の場合）】

訪問診療回数 月 2 回以上	重症等患者（※1）	単一建物診療患者 1 人	約 6,200 円～
		単一建物診療患者 2～9 人	約 4,000 円～
	上記以外	単一建物診療患者 1 人	約 5,600 円～
		単一建物診療患者 2～9 人	約 3,000 円～
訪問診療回数 月 1 回		単一建物診療患者 1 人	約 3,400 円～
		単一建物診療患者 2～9 人	約 2,050 円～

※1 末期の悪性腫瘍、スモン、難病の患者に対する医療費等に関する法律に規定する指定難病、後天性免疫不全症候群、脊髄損傷、真皮を越える褥瘡に罹患している方、気管切開、気管カニューレの使用、ドレーンチューブ・留置カテーテルの使用、人工肛門・人工膀胱の設置、在宅自己腹膜灌流・在宅血液透析・在宅酸素療法・在宅中心静脈栄養法・在宅成分栄養経管栄養法・在宅自己導尿・在宅人工呼吸などを行っている状態の方

3. 往診の費用について

当院では、患者様やそのご家族からの依頼があり、医学的に必要性がある場合は、必ず往診を実施いたします。ただし、他の患者様の診察や緊急対応と重なった場合などは、しばらくお待たせする可能性があることをご理解ください。

往診時に検査・処置・点滴・注射等を施行した場合は、定期の訪問診療と同様に別途費用がかかります。処方を実施した場合は同様に薬局に支払う費用が発生します。

【往診の費用（1割負担の方の場合の目安）＝往診料＋再診料＋時間帯および施設基準による加算】

月曜日～土曜日（祝日を除く）	日中（8時～18時）	860円
	日中の緊急往診（※3）	1,510円
	6時～8時、18時～22時	2,230円
日曜日、祝日	日中（6時～22時）	2,350円
深夜・早朝（22時～6時）		3,580円

※3 急性心筋梗塞、脳血管障害、急性腹症等が予想される場合、あるいは医学的に終末期と考えられる患者に対して往診を行う場合

4. 電話等による再診について

訪問診療や往診時以外に、病状変化などに伴い患者様やご家族から医師に相談があり、医師が薬の臨時処方や減量・増量・中止などの指示、その他治療に関する具体的な指示を行った場合は、医師が「診察に該当する」と判断した場合に限り、再診料（＋時間帯および施設基準による加算）を算定いたします。

【電話等による再診の費用（1割負担の方の場合の目安）＝再診料＋時間帯および施設基準による加算】

月曜日～土曜日（祝日を除く）	日中（8時～18時）	90円
	6時～8時、18時～22時	160円
日曜日、祝日	日中（6時～22時）	280円
深夜・早朝（22時～6時）		510円

5. その他の費用について

- ・当院では訪問診療・往診に伴う交通費はいただいておりません。
- ・医療保険の適用とはならない各種診断書や書類の作成費用につきましては、自費となります。費用は診断書や書類の種類によって異なりますので当院にご相談ください。
- ・施設入所時等の健康診断の実施費用については、診療上必要な項目（医療保険適用）を除き自費となります（肝炎や梅毒、MRSAなどの感染症の検査等）。
- ・その他、インフルエンザや肺炎球菌ワクチンなどの予防接種の費用（一部公費負担あり）など、自費が発生する場合があります。